

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 改正行訴法がスタート

**Q** : 聞くところによりますと、税務訴訟が簡単になったとか。どのようになったのですか？

**A** : 次のような点が改善され、納税者が利用しやすいものに整備されました

### 【解説】

税務訴訟をする場合の法律に行政事件訴訟法というものがありますが、この法律の改正が昨年6月に行われ、この4月から施行されています。

改正された主な内容は、次のとおりです。

#### ① 出訴期間の延長

出訴期間は、以前は処分等のあったことを知った日から3ヶ月でしたが、改正により6ヶ月に延長されました。

#### ② 被告を国に統一

訴訟の相手は、これまで「税務署長」や「国税庁」などとしなければなりませんでした。が、「国(又は公共団体)」に統一されることとなりました。

#### ③ 高等裁判所の所在地を所轄する地方裁判所での提訴が可能に

納税者の所在する都道府県を管轄する高等裁判所の管轄にある地方裁判所であればどこでも提訴が可能になりました。

#### ④ 書面教示の義務付け

行政庁が処分や裁決を下す場合には、納税者に対して、その処分等について不服申立てや取消訴訟をする場合の必要な情報を書面により教示しなければならないこととされました。

